

大府市上下水道事業告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定に基づき、以下の歳入等の収納の事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたのでこれを告示する。

令和8年9月24日

大府市長 岡村 秀人

記

- 1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日
令和8年9月24日から
- 2 特定収納事務に係る歳入等
上下水道事業に属する歳入等及びこれらに係る誤払金等の戻入